

年金業務・組織再生会議（第23回）議事要旨

- 1 日時 平成20年4月15日（火）14:00～16:25
- 2 場所 総理官邸2階小ホール
- 3 出席者
(委員・50音順、敬称略)
岩瀬達哉、大山永昭、岸井成格、小嶋典明、斎藤聖美、野村修也、八田達夫、本田勝彦
(政府)
渡辺喜美行政改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、戸井田徹内閣府大臣政務官、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、加瀬徳幸行政改革推進本部事務局参事官、長田浩志行政改革推進本部事務局企画官
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 小嶋委員からの説明
 - (3) 社会保険庁からのヒアリング
坂野泰治社会保険庁長官、吉岡荘太郎社会保険庁総務部長、高橋俊之社会保険庁企画室長、那須隆総務課人事調整官
 - (4) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング（全国健康保険協会の職員採用の状況について）
貝谷伸厚生労働省首席統括管理官、坂野泰治社会保険庁長官、吉岡荘太郎社会保険庁総務部長、那須隆総務課人事調整官
 - (5) 閉会
- 5 議事の経過
 - 当会議の委員である小嶋委員から、日本年金機構における職員の採用にあたっての留意事項（メモ）について説明が行われ、委員との質疑応答が以下のように行われた。
 - ・ 有期雇用による採用は、優秀な人材の確保が難しくなるなどの問題があるので考慮が必要である。機構設立時に給与体系や退職制度などの就業規則をどのように定めるのか、労働関係法令を念頭において、労使関係の中で決めることが必要ではないかとの意見があった。
 - ・ システム刷新後に合理化する職員を有期雇用職員として採用し、場合により再雇用する道はないのかとの質問があり、再雇用の基準について明確な説明が

できない限り例外を作ると後の運用が難しくなるではないかとの回答があった。

- ・ パート職員などについて、今後は任期満了による当然退職を規定した人事院規則は適用されないとあるが、就業規則によればよいのかとの質問があり、公務員ではなくなるので、単に任期満了だけの理由では雇止めはできないとの回答があった。

○ 引き続き、日本年金機構の職員の採用に関する事項について、社会保険庁から説明が行われ、委員との質疑応答が以下のように行われた。

- ・ 機構が採用する人員数、社会保険庁や民間からの採用数、採用されない職員の分限回避策などを具体的に示してほしいとの意見があった。
- ・ 機構設立後、大幅に人員削減する予定になっているが、本当にできるのかとの質問があり、退職補充の抑制により対応したいとの回答があった。
- ・ 人員削減を退職補充の抑制で対応すると組織の年齢構成が歪んでしまうので、考慮が必要ではないかとの意見があった。
- ・ 現在、社会保険庁としてITガバナンスの強化を積極的に行っているようだが、今後の見通しを教えてくださいとの質問があり、CIOを配置することを検討しているとの回答があった。

○ 引き続き、全国健康保険協会の職員採用の状況について、厚生労働省及び社会保険庁から説明が行われ、委員との質疑応答が以下のように行われた。

- ・ 人事評価の状況について、相対評価にもかかわらず、なぜC・D評価を分けていないのかとの質問があり、D評価については絶対評価とし、分布割合は決めていないとの回答があった。
- ・ 全国健康保険協会への採用を第一希望とする職員が4,000人いる中、名簿に登載した1,800人の中に処分者がいるのはなぜかとの質問があり、業務に精通した職員を採用する必要があること、本部のほか47支部の採用も必要であることなどの理由で、非処分者だけでは必要な職員の配置ができなかったからであるとの回答があった。

○ 次回開催は4月22日（火）14時からとされた。

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>